

災害ボランティア活動・有料道路の利用料減免手続きにかかわるお願い

2018. 7. 14 更新

※ご紹介している手続きは、現時点での一般的な内容を記載しています。今後手続き方法の変更が生じた場合は、このホームページ上でご案内いたします。

◆被災地の災害ボランティアセンターの現状とお願い

被災地の災害ボランティアセンター（今後変更がある場合があります）では、ボランティア活動希望の方から事前に申請いただき、有料道路利用料減免にかかわる手続きを行います。

現在、災害ボランティアセンターでは、被災された方々の支援ニーズを把握するとともに、ボランティア活動を希望される方々のコーディネートに全力をあげています。また、FAX等の設備が十分に機能していない災害ボランティアセンターもあります。

これらの現状から、現時点では、利用料減免にかかわる被災地の災害ボランティアセンターの手續等については、

○減免にかかわる書類を返送するまでに多くの時間を要してしまうこと

○ボランティア活動に参加を希望される直前に書類をいただいても、手続きが間に合わない場合もあること

○事前に手続きいただいた際のボランティア活動の内容と当日の活動内容が異なったり、状況によってはボランティア活動の参加をお待ちいただいたり、ボランティア活動への参加ができなくなる可能性があること

これらについて、どうぞご理解をいただきたくお願いいたします。

◆（参考）利用料減免の手続き

平成30年7月豪雨に伴う災害ボランティア活動について、あらかじめ、被災市町村の災害ボランティアセンター等（今後変更がある場合があります）で確認を受けた活動であることを条件に、出発地最寄りの都道府県または市町村において、「災害派遣等従事車両証明書」が交付され、この証明書を料金所に提出することで、有料道路の通行料金について無料措置が取られます。

手続きの流れは次のとおりです。

① ボランティア活動希望者の方ご自身において、活動証明申請書類に必要事項を記入し、被災地の市町村災害ボランティアセンターにFAX等で送付します。



② 被災地の市町村災害ボランティアセンターでは、①により申請された方がボランティア活動に参加する予定であることを確認した上で、文書に押印等を行い、FAX等でボランティア活動希望者の方に返送させていただきます。



③ ボランティア活動希望者の方ご自身において、最寄りの各都道府県または市町村(行政)の担当窓口で、②により被災地の市町村災害ボランティアセンターから返送された書類を添付し、「災害派遣等従事車両証明申請書」を提出します。



④ 最寄りの各都道府県または市町村(行政)担当窓口から、ボランティア活動希望者に「災害派遣等従事車両証明書」が発行されます。



⑤ ボランティア活動の際に有料道路等を通行する際に、入口では通行券を受け取り、出口では係員のいる料金所で証明書を渡します。(料金先払いの有料道路の場合などは一部異なる場合があります)

詳細はこちらを参照ください。

(西日本高速道路株式会社ホームページ)

平成30年7月豪雨に伴う災害派遣等従事車両の高速道路の無料措置について

<http://www.w-nexco.co.jp/emc/emcpdfs/20180713195533-01.pdf>